

看護小規模多機能型居宅介護事業所埼玉さくらんぼⅡ番館 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬寿会が運営する看護小規模多機能型居宅介護事業所埼玉さくらんぼⅡ番館（以下「事業所」という。）が行う看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営等に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適切な看護小規模多機能居宅介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助等を妥当適切に行う。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。
 - 5 看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医への情報提供を行うものとする。

(事業運営)

第3条 看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、事業所の従業者によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 看護小規模多機能型居宅介護事業所 埼玉さくらんぼⅡ番館
- 2 所在地 埼玉県さいたま市南区大字太田窪3516-17

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理、看護小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに

係る調整及び業務の管理を一元的に行う。

2 計画作成担当者 2名（兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。

3 介護職員 5名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

4 看護職員 2.5名以上

常勤の看護師は、主治医の指示に基づき適切な看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、看護サービスの提供を担当する看護職員の監督等を行うとともに、看護サービスの実施状況を把握し、介護計画及びサービス報告に関し、指導、助言等必要な管理を行う。

看護職員は、主治医の指示が位置付けられた介護計画に基づき看護サービスの提供を行うとともに、利用者の健康状態を把握し、主治医や協力医療機関との連携を行う。

（営業時間等）

第6条 事業所の営業サービスは、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|-------------|------|
| 1 通いサービス | 7時より19時まで | 365日 |
| 2 宿泊サービス | 19時より翌朝7時まで | 365日 |
| 3 訪問サービス | 24時間 | 365日 |
| 4 訪問看護サービス | 24時間 | 365日 |

なお、通い及び宿泊サービスの営業時間については利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境等を踏まえて柔軟に対応するものとする。

（定員）

第7条 各事業所の定員は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----|
| 1 登録定員 | 29人 |
| 2 通いサービス定員 | 18人 |
| 3 宿泊サービス定員 | 9人 |

（看護小規模多機能型居宅介護の内容）

第8条 看護小規模多機能型居宅介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行う。

- 1 居宅サービス計画の作成
- 2 通いサービス（日常生活の援助・健康チェック・機能訓練・食事介助・入浴介助排せつ介助・送迎支援）
- 3 訪問サービス（介護サービス・看護サービス）
- 4 宿泊サービス

- 5 相談、援助等
- 6 看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成

(利用料その他の費用の額)

第9条 看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び、さいたま市が定める基準によるものとする。なお、看護小規模多機能型居宅介護サービスが法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、介護報酬の1割・2割・3割の額とする。

2 事業者は、前項の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 宿泊費 1泊 3,300円
- (2) 食費 1日 1,545円 (朝食420円・昼食705円・夕食420円)
- (3) おやつ 厨房提供おやつ 1日あたり 55円
- (4) 紙おむつ代等(実費)
- (5) その他、介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。理美容代カット1,830円
エンゼルケア(死後の処置)は10,000円
家電製品持込み電気代 1か月 1製品 500円(日割り計算は致しません)
指定の家電製品:テレビ、冷蔵庫、パソコン(記載以外の家電製品別途、協議)
- (6) 前項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 看護小規模多機能型居宅介護を提供する通常の地域は次のとおりとする。

1 さいたま市内

南区全域

浦和区南部圏域の一部(東岸町・東高砂町・前地)

緑区南部圏域の一部(大牧・大間木・大谷口・太田窪・中尾・原山・東浦和)

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービス利用に際し、利用者は下記の事項を守らなければならない。

- 1 他利用者やその家族、職員等に対する宗教活動、政治活動は行わない。
- 2 定められた場所以外での喫煙は行わない。
- 3 その他、他利用者やその家族、職員等に対する社会通念に反する迷惑行為・言動を行わない。

(非常災害対策)

第 12 条 防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練、夜間訓練を、地域消防署の協力を得た上で、年 2 回以上実施する。

2 事業者は、非常災害に関する具体的計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、地域の消防団や地域住民との連携を図りながら、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理及び感染症対策等)

第 13 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底すること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に開催すること。

(4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期すこと。

また、日頃から従業員の健康管理を徹底し、従業員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、利用者及び従業員に対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図ること。

(身体拘束等)

第 14 条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行わないものとする。ただし、自傷・他傷の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、事業所の管理者が判断し、身元引受人へ連絡し同意を得てから、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うこととする。

2 事業者は、緊急やむを得ない身体拘束の場合は事業所の管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、利用終了後 5 年間保管することとする。

(苦情等への対応)

第 15 条 事業所は、事業サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け止めるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。

2 事業所は苦情を受け付けた場合には、苦情がサービス向上を図る上での重要な情報

であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。

- 3 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善をおこなうものとする。
- 4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いも行わない。

(緊急時・事故発生時等における対応方法)

第 16 条 看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、看護職員は必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関への連絡又は緊急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 4 事業者は、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(情報の公表)

第 17 条 事業所において実施する事業の内容について、運営推進会議において公表する。

- 2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び事業所が提供する看護小規模多機能型居宅介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずることとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(研修)

第 19 条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修機会を設けるものとし、従業者は積極的に研修に参加するとともにその伝達等により自己研鑽並びに事業所の水準向上を図るものとする。

(守秘義務)

第 20 条 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者に対し、職務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、雇用契約の内容とする。

(身分を証する書類の携行)

第 21 条 事業者は、介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たる者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示することとする。

(地域との連携等)

第 22 条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、複合型サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。

1 従業者の資質の向上を図るための研修機会を設けるものとし、従業者は積極的に研修に参加するとともにその伝達等により自己研鑽並びに事業所の水準向上を図るものとする。

2 事業者は、介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たる者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示することとする。

- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬寿会と施設の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和3年 6月 1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。
- 3 この規程は、令和5年 7月 1日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。
- 5 この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。